

# JAPAN MOBILITY SHOW OSAKA 2025



## ●送付先

JAPAN MOBILITY SHOW OSAKA 2025

第13回大阪モーターショー運営事務局

〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町2-3-8

ダイヤハレスビル本町 206号 (株式会社Makicom内)

TEL : 06-6867-7050 / FAX : 06-6867-7051

Mail : oms-info@makicom.co.jp

■申込締切 : 2025年8月31日(日)

(お申し込みは押印した原本をご郵送ください)

## 一般出展(部品・用品) 出展申込書

★裏面の出展規程を了承し、下記の通り申し込みます。

申込日	年 月 日			★書類提出日をご記入ください	
申込社名・団体名	フリガナ				
	★会社名は「株式会社」や「有限会社」など法人格も表記ください。 ※ 社印または部門長印で可				
出展表記名	※来場者向けの案内に掲載する際の表現となります。 ※そのまま転用されますので半角全角など、正確にご記入ください。				
出展者情報	代表者		役職		
	資本金	¥	設立	年	月 日
	URL	http://			
所在地 (建物名もご記入ください)	〒 -				
出展責任者	部署		役職		
	フリガナ		TEL		
	氏名		FAX		
	E-mail				
申込小間	出展料金	320,000 円 (1小間単位・税別) × 小間 =		円	
★1小間=9.0㎡ (3.0m × 3.0m) / 消費税別の金額となります (消費税は開催時の税率を適用します)。					
出展物	(品名)		(特色)		

★出展申込および各種手続きを上記責任者以外で行う場合、以下の各欄にご記入ください。(社内実務担当者・社外代理店担当者など)

会社名 (代理店名など)	フリガナ				
	★会社名は「株式会社」や「有限会社」など法人格も表記ください。 ※ 社印または部門長印で可				
所在地 (建物名もご記入ください)	〒 -				
実務担当者 (代理店担当含む)	部署		役職		
	フリガナ		TEL		
	氏名		FAX		
	E-mail				
連絡先について	請求書 : 宛名 ( <input type="checkbox"/> 出展者名 <input type="checkbox"/> 代理店名 ) / 送付先 ( <input type="checkbox"/> 出展者 <input type="checkbox"/> 代理店 )				
	事務局からの各種ご案内 : ( <input type="checkbox"/> 出展者 <input type="checkbox"/> 代理店 )				
備考	★共同出展会社やご希望などがあればご記入ください。				

- \* 出展申込書の記載で不備がある場合は、申込を受付できない場合があります。
- \* 出展物の内容が本展示会の趣旨にふさわしくないと判断した場合、お申し込みをお断りすることがあります。
- \* 出展料金は請求書記載の期日までにお支払いください。事前連絡もなく期日までにご入金されない場合、出展をお断りする場合がありますので予めご了承ください。
- \* 押印済みの本申込用紙をご送付いただき、必ず“出展規約”を含んだ控えをお取りください。

事務局使用欄

# 出 展 規 程

## 1. 出展小間（一般出展小間）の引き渡し・小間装飾

出展小間は1小間当たり9㎡(3m×3m)とし、出展申込最小単位は1小間となります。  
装飾については、別途各出展者の手配にて行ってください。  
特別企画の仕様については、お問い合わせください。  
原則としてスペース渡しとなり、壁面パネルやカーペットなどはついておりません。  
ただし小間数や場所によって、隣接する小間との間に壁面パネルが設置される場合があります。  
6小間以上お申し込みの場合は独立小間となります。

## 2. 出展料金支払方法

2-1 本出展申込書を実行委員会にご提出いただいた後、折り返し発行する請求書に従い、記載された期限までに消費税込合計金額を下記の指定銀行口座までお振り込みください(消費税は開催時の税率を適用します)。

2-2 出展料金を期限内にお支払いいただけない場合は、出展お申し込みを取り消させていただくことがあります。

2-3 振込先指定銀行口座

銀 行：みずほ銀行 天満橋支店

普通口座：1116394

口座名義：大阪モーターショー運営事務局

※振込手数料は出展者にてご負担願います。

## 3. 出展申込の解約

出展申込書提出後の解約は原則として認められませんが、実行委員会がやむを得ないと認めた場合は解約を了承します。出展申込者は、書面にて実行委員会宛てに解約願を提出するものとします。出展申込書提出後の解約につきましては、出展料金のお支払い前後に関わらず下記の要領でキャンセル料を申し受けます。

・2025年8月31日迄……出展料金(消費税込合計金額)の30%

・2025年9月1日以降……出展料金(消費税込合計金額)の全額

※スペースの一部解約の場合も同様とします。

実行委員会は支払われたキャンセル料に関係なく、解約されたスペースを自由に再割り当てする権利を有するものとします。解約された小間がその後別の出展者に割り当てられた場合でも、解約をした出展者は解約料の支払い義務を免除されないものとします。

## 4. 小間位置の決定

出展小間の割り当ては出展申込の順番や小間数、展示内容や搬出入の難易度等を勘案のうえ、実行委員会にて決定します。又実行委員会は、展示効果向上・来場者誘導経路等の都合上、小間位置の再割り当ての権利を有するものとします。ただし、実行委員会が必要と認める場合以外にはそのような変更は行わず、又、変更が必要な場合は当該出展者にその旨を通知するものとしますが、実行委員会はそれらの変更により出展者が受ける損害を賠償する責に任じないものとします。

## 5. 規定の制定及び遵守

「JAPAN MOBILITY SHOW OSAKA 2025 第13回大阪モーターショー」(以下当展示会)は、実行委員会が統一的なテーマのもとに企画・運営するものであり、その成功のために、実行委員会は、当展示会の開場及び閉場時刻、入場の資格、入場料その他の入場に関する事項、出展物の展示及び装飾の方法、当展示会会場及び小間の使用方法、来場者に対する接遇方法、清掃、警備、安全管理、その他当展示会の運営に関し、必要な規定を制定することが出来るものとします。出展者はこれらの規定及び指示を遵守し、これに従い、他の出展者の妨げにならないように展示を行うものとします。実行委員会は、出展規程及び装飾規程に違反した出展者に対し、その修正と、場合により撤去を命じることが出来ます。

## 6. 設営・展示・撤去期間

出展者は、2025年12月2日(火)から搬入・施工を開始することができ、2025年12月5日(金)の当展示会の開会までに小間の設営を完了させるものとします。当展示会開催期間中の入館時刻は、原則として下表の通りです。

又、展示・装飾物を2025年12月7日(日)午後6時30分以前に撤去することを固く禁止し、2025年12月7日(日)午後6時30分から実行委員会の定める指定時刻までに撤去しなければならないものとします。

なお、当展示会開催期間中の全体スケジュールや装飾規程は、一部変更される可能性がありますので、詳細は出展者説明会開催時に配布される出展要項を必ずご確認ください。

## 開催期間中の入館時間

(予定)

12月5日(金)・6日(土)	8:00~20:00
12月7日(日)	8:00~22:00

## 7. 展示物の管理等

開催期間中は、出展者は責任をもって自社の小間に常駐し、来場者への対応、展示物の保護、維持管理にあたるものとします。実行委員会は管理要員や警備員を配置し会場全般の管理にあたりますが、実行委員会または履行代行者の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、出展者が受ける損害を賠償する責任を負うものではありません。又、展示物が未到着の場合といえども、出展者は出展小間料金の支払い義務を負うものとします。

## 8. 消防法規等

出展者は会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

## 9. 清掃

出展者は準備期間中、開催期間中、撤去日を含む7日間その割り当て出展スペースを清潔に保ち、くず類が堆積しないように必要な措置を取ってください。又、装飾施工・撤去時に出る残材等は必ず出展者にてお持ち帰りください。

## 10. 騒音

出展者が展示する機械・電気装置及び、デモンストレーションにて使用する音響機器等で音を発生する場合は、他の出展者の迷惑にならないように操作してください。又実行委員会は、これらの場合に騒音基準を設定する権利を有するものとします。

## 11. 展示会の中止

実行委員会は当展示会の開催に向け最善の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない事由に限り当展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、当展示会が、出展者の責に帰すべき理由、又は、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候等の自然災害、感染症等の蔓延、政治若しくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、実行委員会は出展者に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

その他の理由により中止された場合は、実行委員会は出展者に対し、出展料金に当展示会の開催日数(3)を分母とし、残存開催日数(本契約の解除日を含まない)を分子とする分数を乗じて得た金額を出展者に返還しますが、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

## 12. 実行委員会による解除

出展者は、割当て出展スペース内への来場者の入場を許可し、又、展示が常にここに定められた出展規程及びその他の規定に合致するように努めることとします。出展規程に合致しない場合は、実行委員会は催告を要することなく直ちに当出展料金の返還を一切することなく本契約を解除できるものとし、理由の如何に関わらず、展示物・出展者あるいはその代理人を拒否し、排除する権利を有します。又、実行委員会がやむを得ない理由により出展者を排除し契約を解除する場合においては、実行委員会は排除の時点における残余日数をもととする未使用出展料金を出展者へ返還するものとします。上記何れの場合においても実行委員会は、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

## 13. 会期・会場、開場時間の変更

実行委員会は、やむを得ない事情により当展示会の会期・会場及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込の取消し、出展契約の解除はできません。又、実行委員会はこれによって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

## 14. 反社会的勢力の排除

14-1 出展者は、実行委員会に対し、自己、自己の役員、その代理もしくは媒介をする者が、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者等の反社会的勢力ではないこと、また各都道府県が定める暴力団排除条例を遵守することを確約するものとします。

14-2 出展者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

① 法的な責任を超えた不当な要求行為

② 風説を流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

③ 反社会的勢力に対して資金提供を行う行為等、その活動を助長する行為

以上

大阪モーターショー実行委員会

大阪モーターショー運営事務局